



● 青森県議会議員 ● 所属会派：青和会

関良だより



▶ 発行：関良(せきりょう)

▶ 事務所：〒038-0042 青森県青森市新城字平岡128-87

▶ 電話番号：017-787-3306

▶ 公式サイト：http://sekiryō.jp/

第273回定例会

平成二十五年三月十二日

青和会 関議員(質疑)答弁要旨

私は常に「弱者の立場に立つて、弱者の方々が安心して人生を送れる様に支援をしていくべき」ことが福祉の基本であると考えています。そこで関係者に質問します。

● 議案第二十号 青森県老人福祉施設等の設備及び運営に関する基準等を定める条例案、基準の考え方と施設の整備・運営について。

質問・一 県の独自基準として特別養護老人ホームの居室の定員を四人以下としているがその考え方並びにユニット型個室及び多床室の利用者負担について伺いたい？

答弁・一 特別養護老人ホームの1室当たりの定員について、国の基準はこれ迄の四人以下から一人に改正されたが、本条例案では、県社会福祉協議会等における議論も踏まえ、従前からの基準が定着している事及び低所得者への配慮から、従前どおり四人以下の多床室でも整備可能とした。

利用者負担については、市町村民非課税世帯で収入が年収のみの年額八十万以下で要介護五の方が五十名定員の特別養護老人ホームに三十日間入所するとした場合、ユニット型個室は約六万四千円、多床室は約四万八千円となる。

質問・二 特別養護老人ホームの定員数を増やすべきと考えているが平成25年度に整備が予定されている施設数及び定員数について伺いたい？

答弁・二

第五期青森県介護保険事業支援計画に基づけば、平成25年度は312床の整備となっているが、平成24年度に前倒して整備されたため、現在のところ地域密着型の新設が6施設174床、既存施設の増床が6施設108床で、合わせて282床が整備される予定となっている。



質問・三 特別養護老人ホーム及び有料老人ホームの現在の施設数及び定員数について伺いたい？

答弁・三

平成25年3月1日現在の中核市を含めた施設数及び定員数は特別養護老人ホームが112施設5,770床、届け出のなされた有料老人ホームが232施設6,462床、届け出義務の適用されないサービス付き高齢者向け住宅が49住宅1,121戸となっている。

質問・四 有料老人ホームについては2施設と利用者とのトラブルなど運営上の疑義があった場合には？県はどのように対応しているのか伺いたい？

答弁・四

老人福祉法の規定により、都道府県は、必要に応じて設置者等から報告を求め、又は関係者に質問し、若しくは立入検査を行うことができることされており、運営上の疑義があった場合には、現地で聞き取り調査を行った上で必要な指導を行っている。

また、法定の義務等に違反がある場合や、入居者処遇に関する不当行為又は入居者への利益侵害が認められたとき、その他入居者保護の為必要なときは、県は改善処置を命ずることができることされている。

これまで、県内では改善処置を命じた事例はないが、適時適切に対応していく。

追加質問 多床室でもプライバシーがきちんと守られるのか伺いたい？

追加答弁

個室の方がプライバシーを確保できるのは事実である。しかしながら、現行基準の下でもベット毎にカーテンで仕切るなど一定程度配慮されている施設が多いと認識している。



● 議案第二十五号 障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案法改正の内容とサービス等利用計画案の作成について。

質問・一 法改正の趣旨と法改正に関する県の考え方について伺いたい？

答弁・一



平成24年6月に「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害健康福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が公布され、「障害者自立支援法」は「障害者総合支援法」と変更された他、障害者の範囲に難病等が加えられるなど、多くの見直しが行われた。

県としては、法改正の十分な周知を行うこと、並びに県、市町村及び関係事業者等の連携により、障害福祉サービス提供体制を計画的に確保していくこと等による体制づくりを進めていくことが必要と考えている。

質問・二 障害者が障害福祉サービスの利用申請をする場合、指定特定相談支援事業所が作成するサービス等利用計画案を市町村に提出する事となるが、当該事業所の数が少ないことから計画の作成に時間を要していると聞かすが県ではどのように考えているのか伺いたい？

答弁・二



平成24年4月から、障害者がサービスを利用するに当たり、指定特定相談支援事業所においてサービス等利用計画を作成することになった。指定特定相談支援事業所は平成25年3月1日現在、17市町村で合計72事業所が市町村の指定を受けている。

青森県障害福祉サービス実施計画(第3期計画)では、平成24年度から段階的に作成対象を拡大し、平成26年度迄に原則としてすべての利用者に対し当該計画を作

成する事となつている。市町村からは、作成に時間を要している現状への意見もでており、今後とも、相談支援専門員の養成を図ると共に、市町村と連携を図り、特定相談支援事業所の指定の促進や相談支援専門員の増員等を図っていききたいと考えている。

質問・三 指定特定相談支援事業所が作成するサービス等利用計画案と市町村の支給決定内容に違いが生じていると聞かすが、県はどのように考えるのか伺いたい？

答弁・三



平成24年4月から、事前に指定特定相談支援事業所が作成したサービス等利用計画案のもとに、市町村が支給決定を行う流れが原則とされている。

このため、必ずしもサービス等利用計画案どおりにならないこともあり得るが、市町村では当該計画案を十分参考とすることとなり、その後、外部有識者等で構成される市町村審議会での検討を経て、最終的には、国の基準をもとに市町村が定めた支給決定基準に基づき支給決定されていることから、適正に決定されているものと考えている。

質問・四 グループホームやケアホームを増やすべきと考えるが、現状と今後の取扱いについて伺いたい？

答弁・四



青森県障害福祉サービス実施計画(第3期計画)では、グループホーム・ケアホームの必要利用人数を平成26年度で1,537人と見込んでおり、平成24年4月1日現在の定員総数が1,343人のため、更なる事業所指定が必要と見込まれる。

平成25年度から、障害福祉施設整備の対象にグループホーム・ケアホームの新築等を加えており、今後とも適正な整備を進めていきたい。

● 議案第29号 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例案及び議案第1号 平成25年度青森県一般会計予算案歳出2款1項2目人事管理費 退職手当の引き下げ及び国から要請のあった給与減額支給措置への対応について。

質問・一 国では、東日本大震災に係る防災・減災事業に対応するため国家公務員と同様に地方公務員の給与減額支給措置を実施することを前提として、給与費分の地方交付税等を削減した？

その結果、本県の当初予算において国から要請のあった給与減額支給措置の影響による基金取崩額が約70億円となっている状況を踏まえれば、県は県の理解を得るためにも給与減額支給措置を早期に実施すべきと考えるが、見解を伺いたい？

答弁・一

国は、各地方公共団体に、国家公務員の給与減額措置に準じて必要な措置を講ずるよう要請するとともに、平成25年7月から給与減額措置を実施することを前提として、地方交付税等を削減することとしており、その影響により、本県においては約70億円の基金取崩しを余儀なくされる厳しい状況となっている。

今後の対応については、全国知事会の対応や各都道府県の動向、さらには、本県における諸事情などを考慮しながら、検討していきたいと考えている。

以上の報告とさせていただきます。皆様の青森県政に対するご意見をお聞かせ下さい。

優良だより 第3号 2013年

発行 関良(せきりょう)
事務所 青森市新城市平岡1288の87
電話番号 017(787)33006

公式サイト
sekiryu.jp